

J-クレジット制度利用に係る約款（プロジェクト実施者向け）

（目的）

第1条 本約款は、J-クレジット制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるプロジェクト実施者と制度管理者との関係を規定するものである。

（定義）

第2条 本約款において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

（制度利用に当たっての合意事項）

第3条 プロジェクト実施者は、J-クレジット制度（以下「本制度」という。）を利用するに当たり、以下の事項に合意することを誓約する。

- 1 基本文書の内容を確認の上、これに従うこと。また、基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更又は改廃等があった場合には、当該変更又は改廃等が施行される日以降（ただし、制度管理者が特に必要と認めた場合には、当該変更又は改廃等について遡及的に）、その内容に従うこと。
- 2 制度管理者により、必要な情報の提出が求められたときは、速やかに制度管理者の指示に従うこと。
- 3 制度管理者に対する報告内容においては、プロジェクトの状況を適宜適切に反映させ、必要かつ正確な情報を提供するするとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに制度管理者の指示に従うこと。
- 4 プロジェクトの実施に関連する各種法令等を遵守すること。

（個人情報）

第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」についての「経済産業分野を対象とするガイドライン」又は「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。

- 2 プロジェクト実施者は、制度管理者が、本制度の運営に必要な範囲で、プロジェクト実施者の情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

（免責事項）

第5条 本制度の利用に伴い、何らかの経済的又は社会的問題等が発生した場合には、全てプロジェクト実施者の責任で対処しなければならない。また、本制度の利用によりいかなる損失が生じても、制度管理者及び委員会は責任を負わず、プロジェクト実施者は、制度管理者及び委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第6条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款等を制定又は改訂したときは、本制度のホームページ上に速やかに記載する。

2 本約款等に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第7条 本制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、本制度のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことによりプロジェクト実施者に損害等が発生しても制度管理者及び委員会は一切責任を負わない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第8条 本約款の準拠法は、日本法とする。

1 制度管理者及びプロジェクト実施者は、本約款に定めのない事項及び本約款に関して生じた疑義又は紛争等については、制度管理者及びプロジェクト実施者で十分協議の上、その解決に向けて努力する。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について、本条第2項に定める協議によって解決できない事項がある場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1 本約款は、平成25年〇月〇日から施行する。

Jークレジット制度における審査に係る約款（審査機関向け）

（本約款の目的）

第1条 本約款は、Jークレジット制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める審査機関と制度管理者との関係を規定するものである。

（定義）

第2条 本約款において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例による。

（本制度における審査に当たっての合意事項）

第3条 審査機関は、Jークレジット制度（以下「本制度」という。）における審査を行うに当たり、以下の事項に合意することを誓約する。

- 1 基本文書の内容を確認の上、これに従うこと。また、基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更又は改廃等があった場合には、当該変更又は改廃等が施行される日以降（ただし、制度管理者が特に必要と認めた場合には、当該変更又は改廃等について遡及的に）、その内容に従うこと。
- 2 制度管理者により、必要な情報の提出が求められたときは、速やかに制度管理者の指示に従うこと。
- 3 制度管理者に対する報告内容においては、審査の対象となるプロジェクトの状況を適宜適切に反映させ、必要かつ正確な情報を提供するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、速やかに制度管理者の指示に従うこと。

（個人情報）

第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」又は「環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。

- 2 審査機関は、制度管理者が、本制度の運営に必要な範囲で、審査機関の情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。ただし、制度管理者は、関係者への情報提供の前に審査機関へ内容及び相手方を通知する。

（免責事項）

第5条 本制度における審査によりいかなる損失が生じても、制度管理者及び委員会は責任を負わず、審査機関は、制度管理者及び委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第6条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款及び特約を制定又は改訂したときは、本制度のホームページ上に速やかに記載する。

2 本約款及び特約に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第7条 本制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、本制度のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより審査機関に損害等が発生しても制度管理者は一切責任を負わない。

(準拠法・協議・管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 制度管理者及び審査機関は、本約款に定めのない事項及び本約款に関して生じた疑義又は紛争等については、制度管理者及び審査機関で十分協議の上、その解決に向けて努力する。

3 本約款及び特約に基づく権利及び義務について、本条第2項に定める協議によって解決できない事項がある場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1 本約款は、平成25年〇月〇日から施行する。